

神川町人事行政の運営等の状況の公表

平成29年度の町職員の給与、職員数、勤務条件などの人事行政の運営について、次のとおり公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成29年度の採用は一般行政職10名(8名)でした。

※ ()内は女性数であり、内書き

(2) 職位別任用状況

課長補佐相当以上の職(平成30年3月末現在)

(単位:人)

職名	課長相当職	課長補佐相当職	計
職員数	18(0)	27(8)	45(8)

※ ()内は女性数であり、内書き

(3) 職員の退職の状況(平成29年度)

	事務職	保育士	技能労務職	計
定年退職	2(0)			2(0)
勸奨退職	3(0)			3(0)
自己都合退職	1(0)			1(0)
その他(死亡、免職等)				
計	6(0)			6(0)

※ ()内は女性数であり、内書き

※県への帰任者は除く

(4) 部門別職員数の状況

			職員数		増減数
			平成29年度	平成30年度	
普 通 会 計	一 般 行 政	議 会	2	2	0
		総 務	28	30	2
		税 務	12	11	▲ 1
		労 働	0	0	0
		農 林 水 産	7	7	0
		商 工	4	3	▲ 1
		土 木	10	9	▲ 1
		民 生	27	26	▲ 1
		衛 生	12	12	0
		計	102	100	▲ 2
	教 育	22	22	0	
	普通会計計	124	122	▲ 2	
公 営 企 業 等 会 計 部 門		病 院	5	5	0
		水 道	4	4	0
		下 水 道	2	2	0
		そ の 他	12	12	0
	公営企業等会計部門計	23	23	0	
合 計			147	145	▲ 2

(5) 年齢別職員構成の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	13	18	16	10	14	16	16	16	12	15	1	147

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能力の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台を作ることを目的としているものです。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A
29年度	人 13,835	千円 5,874,731	千円 380,601	千円 1,066,501	% 18.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	人 120	千円 442,800	千円 60,165	千円 181,243	千円 684,208	千円 5,702

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.1 歳	297,200円	342,900 円

(4) 職員の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	184,800円	167,600円	155,800 円

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の様況

(平成29年4月1日現在)

区分		経験年数13年	経験年数20年	経験年数24年	経験年数32年
一般	大学卒	287,600円	363,033円	367,800円	— 円
行政職	高校卒	— 円	— 円	362,767円	396,350円

(6) 一般行政職の級別職員数の様況

(平成29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補の職務	24 人	20.0 %
2 級	主事の職務	22 人	18.3 %
3 級	主任の職務	13 人	10.8 %
4 級	主査の職務	21 人	17.5 %
5 級	課長補佐の職務	23 人	19.2 %
6 級	課長の職務	17 人	14.2 %

(7) 昇給期間短縮の様況

区分		合計	一般職	技能労務職
29年度	職員数	147人	145人	2人
	普通昇給期間を(12~24月)を短縮して昇給した職員	0人	0人	0人
	比率	0%	0%	0%
28年度	職員数	146人	144人	2人
	普通昇給期間を(12~24月)を短縮して昇給した職員	0人	0人	0人
	比率	0%	0%	0%

平成29年度において、昇給期間短縮の該当はありませんでした。

(8) 期末手当・勤勉手当の支給状況

神 川 町	国																								
1人あたり平均支給額 (29年度) 1,413 千円	—																								
(29年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">1.225月分</td> <td style="text-align: center;">0.85月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">1.375月分</td> <td style="text-align: center;">0.95月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.8月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	12月期	1.375月分	0.95月分	計	2.6月分	1.8月分	(29年度支給割合) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">1.225月分</td> <td style="text-align: center;">0.85月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">1.375月分</td> <td style="text-align: center;">0.95月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.8月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.225月分	0.85月分	12月期	1.375月分	0.95月分	計	2.6月分	1.8月分
	期末手当	勤勉手当																							
6月期	1.225月分	0.85月分																							
12月期	1.375月分	0.95月分																							
計	2.6月分	1.8月分																							
	期末手当	勤勉手当																							
6月期	1.225月分	0.85月分																							
12月期	1.375月分	0.95月分																							
計	2.6月分	1.8月分																							
(加算措置の状況) <small>職制上の段階、職務の級等による加算措置</small> ・役職加算 3～15%	(加算措置の状況) <small>職制上の段階、職務の級等による加算措置</small> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%																								

(9) 退職手当の状況

(平成29年度末退職者支給率)

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.1450月分	34.58250月分
勤続35年	41.3250月分	49.5900月分
最高限度額	49.5900月分	49.5900月分
一人あたりの平均支給額	22,889千円	

- ※ 1. 神川町は埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職金は当組合の市町村職員退職手当条例により支給されております。
2. 1人あたりの平均支給額は、平成29年度に退職した職員（一般行政職）に支給された平均額です。

(10) 特殊勤務手当 (平成29年度)

支給実績 (一般行政職)			1,502千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (一般行政職)			300,480円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (一般行政職)			3.4%
手当の種類 (手当数)			11
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	税務課勤務職員等	町税、国民健康保険税等の滞納徴収に関する事務	1日につき200円
防疫作業手当	経済観光課勤務職員等	感染症等患者若しくは病原体を有する家畜に対する防疫作業に従事事務	1日につき400円
病虫害防除指導手当	経済観光課勤務職員等	病虫害防除のため毒物、劇物を用いる場合に指導従事事務	1日につき200円
行旅死亡人処置手当	町民福祉課勤務職員等	行路病死人の処置に従事事務	1件につき4,000円
往診手当	診療所勤務医師	医師が必要と認めて往診したとき	1回につき6,500円の10分の5以内
手術手当	診療所勤務医師、看護師	手術を行ったとき(診療報酬点数表(乙)500点以上)	1回につき5,000円以内
感染症接触手当	診療所勤務医師、看護師	感染症患者の診療又は診療の介助事務	1回につき300円
レントゲン取扱手当	診療所勤務医師、技師	レントゲン撮影若しくは透視の業務	1回につき230円
死体処置手当	診療所勤務医師、看護師	職員が死体の処理に従事事務	1回につき500円
看護手当	診療所勤務看護師	夜間入院患者の看護業務に従事事務	1夜につき5,000円
臨床検査手当	診療所勤務医師	臨床検査業務に従事事務	月額3,000円

(11) 時間外勤務手当 (平成29年度)

支給実績 (29年度決算)	10,617	千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	88	千円

(12) その他の手当 (平成29年度)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	6,500～10,000円	14,216 千円	219 千円
住居手当	借家14,500円～27,000円	7,662 千円	97 千円
	持ち家3,500円		
通勤手当	自動車2,000～18,700円	8,281 千円	75 千円
管理職手当	管理職員 課長級：53,000円 課長補佐級：35,000円	22,683 千円	504 千円

(13) 特別職等の報酬等の状況 (平成29年度)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	723,000	円	
	副町長	601,000	円	
	教育長	565,000	円	
報酬	議長	301,000	円	
	副議長	244,000	円	
	議員	217,000	円	
期末手当	町長 副町長 教育長	(29年度支給割合) 4.40 月分 役職加算 15%		
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 4.40 月分 役職加算 15%		
退職手当	町長 副町長 教育長	(算定方式)		(支給時期)
		給料月額×在職月数×0.35×1.15		任期ごと
		給料月額×在職月数×0.21×1.15		任期ごと
		給料月額×在職月数×0.21×1.15		任期ごと

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

項目	内容等	備考
勤務時間	週 38 時間 45 分 (月曜日～金曜日) 1 日 8 時 30 分～17 時 15 分	12 時～13 時までの 1 時間は休憩時間

(2) 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	内容
年次有給休暇	有給の休暇。1 年につき 20 日付与される。最大 20 日まで翌年に繰越ができる。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病の為、勤務することが出来ない職員に対し、必要最小限度の期間与えられる休暇。
特別休暇	特別の事由により勤務しないことが認められる場合に与えられる休暇。 (別表参照)
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの者で、負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合、無給で与えられる休暇。
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合に、1 年につき 20 日以内付与される。

主な特別休暇の種類及び日数

項目	日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
出産の場合	出産予定日6週間前から産後8週間を経過するまでの期間
妊娠中又は出産後1年以内の職員が妊娠又は出産に関し母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠6月までは4週間に1回、妊娠7月から9月までは2週間に1回、妊娠10月から出産まで1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認められる時間
妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分間
生理日における勤務が著しく困難な場合	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
忌引きの場合	条例に定める期間
配偶者及び父母の祭日の場合	それぞれ1日。ただし、遠隔の地に赴く必要のある場合は、往復に要する実日数を加算した日数
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき	1週間の範囲内においてその都度必要と認められる期間
結婚の場合	5日の範囲内において必要と認められる期間
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内においてその都度必要と認められる期間
職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間前の日から当該出産の日後8	当該期間内における5日の範囲内の期間

週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	
小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日の範囲内の期間
心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する 5 日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避する場合	その都度必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において 5 日の範囲内で必要と認められる期間

(3) 年次有給休暇の取得状況

平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの職員の年次有給休暇の平均取得日数は 6 日 2 時間であり、昨年（6 日）より 2 時間増加しました。

(4) 育児休業・部分休業の取得状況（平成 29 年度）

	育児休業	部分休業
男性職員	0	0
女性職員	2	4
計	2	4

※育児休業 職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を療育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、服務に従事しないことを可能とする制度。休業中は無給。

部分休業 職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学前の子を療育するため、子が小学校就学の始期に達するまでの期間を限度として、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲について服務に従事しないことを可能とする制度。休業した時間の給与は減額。

(5) 時間外勤務の状況（平成 29 年度）

職員 1 人あたりの時間外勤務時間 月平均 5.4 時間

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 29 年度に分限処分を受けた職員はおりません。

(2) 懲戒処分の状況

平成 29 年度に懲戒処分を受けた職員はおりません。

6 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は特別に条例の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や福利厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成29年度における承認件数は262件です。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社員の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています。

なお、平成29年度における許可件数は2件です。

7 職員の退職管理の状況

職員は、離職後であっても現職職員に対し、在職時の地位に応じて一定の影響力を有していると考えられます。再就職者が就職先である企業等のために現職職員に働きかけを行うこと自体が、公務の公正及びこれらに対する住民の信頼を損ねるおそれがあるため、離職後に企業等に再就職した元職員（＝再就職者）による働きかけ（再就職者が在籍する企業等と神川町との間で締結される契約、または行政処分（許認可等）に関し、現職職員に対し職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼すること）が禁止されています。

8 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 29 年度の実績は以下のとおりです。

ア 基礎研修

研 修 名	対象者	期間	修了者	会 場
新採用職員研修	主事補 他	5日	9人	児玉広域消防本部
初級研修 (第1課程)	主事補 他	4日	10人	児玉広域消防本部
初級研修 (第2課程)	主任・主事	4日	9人	児玉広域消防本部
中級研修	主 任	5日	7人	児玉広域消防本部
上級研修	主 任	2日	4人	児玉広域消防本部
中堅研修	主 任	3日	4人	児玉広域消防本部
係長研修 (JST基本コース)	主 査	3日	4人	小山川クリーンセンター
係長研修 (JST応用コース)	主 査	2日	5人	児玉広域消防本部
管理職研修	課長補佐	4日	3人	小山川クリーンセンター
課長級研修	課 長	2日	4人	熊谷地方庁舎

イ 専門研修

研 修 名	対象者	期間	修了者	会 場
選択研修 (職場のメンタルヘルス対策)	課長補佐	1日	1人	自治人材開発センター
選択研修 (セルフリーダーシップ)	主事補	1日	3人	自治人材開発センター
選択研修 (実践接遇)	主事補	2日	2人	自治人材開発センター
選択研修 (段取り力向上)	主 任	1日	1人	自治人材開発センター
選択研修 (業務改善研修)	主 任	2日	1人	自治人材開発センター
選択研修 (合意形成スキル向上)	主 任	2日	1人	自治人材開発センター
選択研修 (メンタルヘルス)	主 査	1日	1人	自治人材開発センター
特別研修 (女性職員のためのキャリアデザイン)	主 任	1日	1人	熊谷市立商工会館
法制執務研修 (初級)	主 任	1日	53人	神川町役場会議室
法制執務研修	主 任	2日	3人	児玉広域消防本部
行政法研修	主 任	5日	2人	児玉広域消防本部

ウ その他研修

研 修 名	対象者	期間	修了者	会 場
自衛隊体験入隊	主事補	3日	6人	航空自衛隊熊谷基地
法律研修（前期・後期）	全職員	各1日	110人	神川町役場会議室
接遇研修「高齢の方へのより良い対応のために」	一般事務職員	1日	74人	神川町役場会議室
評価者研修（人事評価）	課長・補佐級	1日	44人	神川町役場会議室

9 職員の福利及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法 43 条に基づいて定められた地方公務員共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は埼玉県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

（2）福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担金の率は法定されており、平成 29 年度は 120,718 千円の負担金を支出しました。

（3）公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 29 年度に公務災害及び通勤災害はありませんでした。

10 公平委員会の業務の状況

平成 29 年度において、職員からの勤務条件に関する措置の要求、ならびに不利益処分に関する不服申立ての事由はありませんでした。